

令和 5 年度特別養護老人ホーム等の整備について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第 8 期奈良県介護保険事業支援計画（R 3～R 5）（以下「8 期計画」という。）に基づき、以下の施設の創設及び増設を募集する。

2 募集施設

- (1) 特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）
- (2) 介護医療院（以下、「医療院」という。）

3 8 期計画の整備計画床数及び今年度の募集床数

募集施設	8 期計画の整備計画床数 [床]	R 5 年度の募集床数 [床]
(1) 特養	3 0 0	1 4 7
(2) 老健	1 2 0	0
(3) 医療院	6 9	1 8
(4) 特定施設	6 0	0

4 利用可能な補助金（別途申請が必要）

【県単独補助】

（施設整備）

特養：2, 4 0 0 [千円/床]（※ 1）

ショート：1, 1 5 0 [千円/床]（※ 2）

※ 1 ユニット型個室に限り、補助対象とする。

※ 2 ユニット型特養の整備に合わせてユニット型併設ショートを整備する場合、1 5 床以内に補助する。なお、補助対象外で 1 5 床を超える整備可。

○ 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情（※ 3）がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

【地域医療介護総合確保基金を活用した補助】

(施設整備)

医療院：小規模（定員29名以下）の医療院に限り4,480 [千円/床]

定員30名以上の場合は補助の対象外

(開設準備)

特養、医療院：839 [千円/床]

- 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情（※3）がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

※3 やむを得ない事情とは、日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合であって、当該地域の必要な介護等のサービスが不足している場合等

5 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

6 提出期限

令和5年5月31日（水）17:00（郵送の場合は、当日必着のこと）

7 募集施設の応募要件等

ア 整備予定建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）でないこと。

イ 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び洪水浸水想定区域の場合、低評価となるため、留意すること。

ウ 整備予定建築物の敷地における実情（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域である場合等）を加味した避難確保計画を作成し、既設施設は避難訓練を実施していること。また、安全上・避難上の対策が実施されていること。

エ 原則として令和7年4月1日までに開設する計画であること。

オ 別紙2の「整備要望の評価・選定について」の評価項目（土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等）に十分留意すること。

カ 整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと。

キ 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令

の許認可等が得られる見込みであること。

ク 施設整備費及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。(財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)

ケ 既存施設を活用する場合は、別紙 1 の「既存施設で増床」を参照すること。

8 募集施設毎の応募要件等

「7 募集施設の応募要件等」に加え、募集施設毎に以下の要件等を満たすこと。

(1) 特養

ア 1 計画当たり 75 床以内の計画とすること。

イ 地域密着型特養（入所定員が 29 人以下の特養）の整備でないこと。

ウ 整備予定地に、抵当権や根抵当権の設定がされていないこと。（「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日老発第 794 号）における「第 5 その他（1）」に基づき、所管行政庁の承認されているものあるいは福祉医療機構において同規定に基づく所管行政庁の承認と同等の審査を終了しているものは除く。なお、所管行政庁の承認されているものは所管行政庁の承認通知等を提出すること。）

エ 社会福祉法人を新設する場合は、運転資金として、施設運営費の年間予算の 2/12 以上の金額を確保していること

オ 個室の整備の計画であること。（夫婦用 2 人床は一定の条件を満たす場合に限る。）

(2) 医療院

1 計画当たり 18 床以内の計画とすること。

9 留意事項

ア 奈良市を除く、県内 38 市町村からの要望を受け付ける。

イ 市町村は、事業者から整備計画について十分に確認するとともに、事業者が納税していることを確認すること。

ウ 整備要望受付後、整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。（ヒアリング日程については、改めて連絡する。）

エ 整備要望について、同一種別で複数要望する場合は、様式 1 において、必ず市町村で各種別毎に順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は、整備計画を受理しない。

- オ 整備要望について、同一種別で複数要望する場合、整備要望の合計床数が当該年度の募集床数以内であること。例えば、特養で2つの要望をする場合、順位1位の要望床数が75床なら、順位2位の要望床数は最大で72床（今年度の募集床数から順位1位の要望床数を差し引いたもの）となる。
- カ 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別紙2の「整備要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの（受付後に県が採点上、必要と判断し、指示したものを除く）は一切認めないので十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- キ 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- ク 選定後のスケジュールの目安については、資料2を参照のこと。
- ケ 「整備」という意味には、既存施設を取得して活用することも含まれる。（資金計画の策定の際には、既存施設の取得費も含めて適切に策定すること。但し、当該取得費は補助金対象外）
- コ 応募のあった整備計画は、別紙2「整備要望の評価・選定について」に基づき評価する。ただし、募集床数は県全圏域を1圏域とした総数であることから、「奈良圏域」を含めて8期計画との調整を図ったうえで、県では「奈良圏域以外の4圏域」について最終的な選定を行う。（令和5年10月頃選定結果を市町村に通知予定）

10 圏域

圏域名	圏域内の市町村
奈良	奈良市
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村